

日本労働年鑑 第53集 1983年版
The Labour Year Book of Japan 1983

第二部 労働運動

I 労働組合の組織現状と組織運動

1 労働組合の組織状況

5 主要連合体の組織状況

労働組合の連合体

労働組合の連合体を、(1)全国的(加盟組合が全国的に分布するもの)、(2)地方的(数都道府県に分布するもの)、(3)府県的(一都道府県に分布するもの)、(4)地区的(一市町村または隣接市町村に分布するもの)の四種類に分けてみると、八一年には全国的連合体は三四四(前年より四八増)、地方的連合体は四二八(前年より四五減)、府県的連合体は一六七(前年より一一減)、地区的連合体は三三八九(前年より七三増)であった(第76表)。

これら連合体のうち全国的連合体の連合組織のかたちをとっているものに日本労働組合総評議会(総評)、全日本労働総同盟(同盟)、全国産業別労働組合連合(新産別)、および中立労働組合連絡会議(中立労連)の四連合組織があり、通常「労働四団体」と呼ばれている。これら四団体のうち名実ともに労働組合のナショナル・センターとして機能しているのは総評と同盟の二つである。中立労連は七四年いらい大会をひらいて労連としての活動方針をきめ、また組織整備と主体性確立をめざしてきたが、いまなお連絡機関の性格を脱していないし、新産別はその組織があまりにも小さいので、これら二つは労働組合中央組織として機能しているとはいえない。またこの二つは、「労働戦線統一」の触媒となることをめざして七九年三月九日に両組織を残したまま連合して全国労働組合総連合(総連合、約一四〇万)を結成したが、第三のナショナル・センター化をめざすものではないとしている。

以上の四団体に所属する組合員数の合計は、八一年には約八二〇万六〇〇〇人で、八〇年の約八一三万三〇〇〇人を約七万三〇〇〇人上回った。また日本の労働組合員数に占めるその割合は、前年よりも〇・一ポイントたかまり、六五・八%となった(第77表)。

主要団体別に組合員数の動きをみると、つぎのとおりである。

総評

総評の加盟組合員数は、六四年の同盟発足いらい一〇年間は伸びなやみ、日本の労働組合員数に占める割合も年々低下してきたが、七四年以後は流れが変わり、七四～七六年には組合員数をふやし、その後一進一退をつづけ、八一年六月末の加盟組合員数は約四五六万九〇〇〇人で、七六年を約一万下回る水準をたもっている。

八一年に組合員数が増加した主な加盟組合は、自治労(約一万九〇〇〇人増)、全自交労連(約五〇〇〇人増)、日本医労協(約五〇〇〇人増)、日教組(約五〇〇〇人増)であり、また組合員数

が減少した主な組合は、鉄鋼労連(約五〇〇〇人減)、国労(約五〇〇〇人減)、全国金属(約二〇〇〇人減)、全通(約二〇〇〇人減)であった。

同盟

同盟は六四年の発足いらい七二年までは一貫して総評を上回る組織拡大をすすめ、総組合員数に占める比率を高めてきたが、その後組織化運動は停滞し、七四年をピークにして七五年以降は減少傾向に転じた。八〇年と八一年にはそれぞれ、約一万五〇〇〇人と約二万人の増加をみ、八一年の加盟組合員数は約二一八万二〇〇〇人となったが、なお、七四年の二三一万三〇〇〇人を約一三万一〇〇〇人下回っている。

傘下組合のうち八一年に組合員数が増加した主力組合は、ゼンセン同盟(約八〇〇〇人増)、金属同盟(約七〇〇〇人増)、自動車労連(約六〇〇〇人増)であり、組合員数が減少した主な組合は、海員(約七〇〇〇人減)、鉄労(約三〇〇〇人減)であった。

新産別

八一年に傘下の全機金が約二〇〇〇人増加したため、新産別全体としては八一年には前年よりも約二〇〇〇人増の約六万四〇〇〇人となった。

中立労連

八一年の傘下組合員数は、前年よりも約三万三〇〇〇人ふえて、約一三九万一〇〇〇人であった。組合員数がふえた主な加盟組合は、電機労連(約二万二〇〇〇人増)、全建総連(約一万五〇〇〇人増)であり、減少した組合は食品労連(約三〇〇〇人減)であった。

全日本金属産業労働組合協議会(IMF・JC)

このほか、同盟・総評・中立労連にまたがる組織であるIMF・JCの八一年における組合員数は、前年よりも約四万九〇〇〇人増加して約一九一万八〇〇〇人となり、七五年の約一九二万六〇〇〇人の水準をほぼ回復した。

主要連合体の産業別組織状況

一九八一年の労働組合員数を産業別に分けてみると、第71表にみるとおり、製造業(三二・八%)、運輸・通信業(一六・三%)、サービス業(一三・五%)、公務(一二・二%)の四部門で全体の約七四・七%を占めている。これらの部門における各主要団体の組織状況をみると、製造業で最大の比率を占めているのは同盟(二九・三%)で、ついで中立労連(一六・九%)、総評(一六・七%)、新産別(一・三%)であるが、以上のいずれにも属さない組合員が全体の四一・六%を占めている。運輸・通信業では総評が五八・二%を占め、同盟が一九・九%でこれにつづき、四団体に属さないものが二五・五%である。サービス業では総評が六〇・一%、同盟が四・三%、四団体のいずれにも属さないものが三五・四%、公務では総評が八九・四%までを占め、同盟は二・七%、四団体のいずれにも属さないものが八・〇%となっている。

また漁業・水産養殖業、卸売・小売業、金融・保険業、不動産業では、四団体のいずれにも属さないものが過半数を占めている(第78表)。

主要連合体の適用法規別組織状況

労働組合員数を適用法規別に分けると、一九八一年には労働組合法適用単一労働組合員数は

約八九七万七〇〇〇人(七二・〇%)、地方公務員法適用組合員数は約一九九万六〇〇〇人(一六・〇%)、公共企業体等労働関係法適用組合員数は約九七万八〇〇〇人(七・八%)、国家公務員法適用組合員数は約二九万一〇〇〇人(二・三%)、地方公営企業労働関係法適用組合員数は約二二万九〇〇〇人(一・八%)であった(労働省「昭和五六年労働組合基本調査報告」による)。これら適用法規別組合員数に占める八一年の主要団体別組合員数の比率は、第79表にみるとおりで、労組法適用組合員数では同盟二二・五%、総評一六・五%、中立労連一五・五%、新産別〇・七%であるが、四団体のいずれにも加盟していないものが四九・二%を占めている。

公労法、地公労法、国公法、地公法の適用組合員数の大部分は総評加盟であるが、公労法と国公法適用の組合員数のそれぞれ一一・九%と一〇・二%が同盟加盟であり、また地公労法、国公法、地公法の各適用組合員数のそれぞれ一〇・四%、一〇・七%、九・一%が四団体のいずれにも属していない(第79表)。

日本労働年鑑 第53集 1983年版

発行 1982年11月30日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2001年9月4日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1983年版(第53集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
